

# 本山町 議会だより



高知県長岡郡本山町議会

vol. **196**

令和2年5月27日発行



桜満開の上街公園

## 今回の主な内容

第2回3月定例会・臨時会 ..... 2

町長施政方針 ..... 6

一般質問 ..... 8

委員会報告 ..... 17

いきいきインタビュー

汗見川を美しくする会 ..... 20

会長 川村 光正さん



# 一般会計当初予算

総額56億4500万に

令和2年3月定例会は、3月3日から3月12日までの会期で開かれ、条例案件は制定2件、一部改正6件、廃止1件。予算案件は平成31年度補正予算（一般会計・特別会計）5件、令和2年度当初予算（一般会計・特別会計）8件、その他13件の審議が行われた。

一般質問（P8から関連記事）は、9人の議員が町の課題について執行部の考えを質した。

本山町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

指定管理者と業務内容の詳細は。

地元不動産業者を想定し、入居に関する苦情やトラブルの対応を町と連携し行う。

（全会一致可決）

平成31年度本山町一般会計補正予算（第6号）

## 逐条質疑

歳出 議会費

昨年12月の人事院勧告に基づく改正を行わない理由は。

6月定例会までに対応を検討する。

農林水産業費

ため池整備事業負担金は。

寺家のため池整備事業。

平成31年度末の工事完了予定が、令和2年4月若しくは5月へと変更になったことによる繰越事業。

土工費

土工費

土佐れいほく博

推進協議会負担金の減額は。

補助金の確定による差額分を減額。

土木費

空き家対策総合支援事業の減額事由は。

未執行のため減額。

倒壊等の危険のある所有者不在家屋の対応は。

令和2年度、県の事業等の活用により対応を検討する。

繰越明許費

庁舎整備事業についての執行状況は。

基本設計は、間もなく成果品がでる。繰越は実施設計の予算額。

（全会一致可決）

令和2年度本山町一般会計予算

## 総括質疑

シルバー人材センターは独立採算に向けた検討をしていないのか。

独立採算は、現段階では検討していない。

上街公園のブルの活用策は。

改修、撤去のいずれでも経費が発生する。利活用の検討には至っていない。

## 逐条質疑

歳入 寄付金

ふるさと支援寄付金は昨年度から約4倍の予算を計上しているが、計画達成に向けた取り組みは。

参加事業者による協議会の設立、県内専門家による指導、広報、商品アイテム

を増やす等。

歳出 交通安全対策費

街頭防犯カメラの設置箇所は。

児童生徒の通学路3ヶ所に設置予定。

農林水産業費

農業クラスター事業参入業者は町内直販所へも出荷を行うのか。

町内出荷は考えていない。

共存共栄を目指し、町内園芸農家の一員として共に産地化に取り組む。

市民農園管理委託料の内容は。

クライアントの委託料。

未来創造構築事業とは。

農業公社への農地を守る取り組みに対する委託料と6次産業の振興。

**問** 国土調査遅延の対応は。

**答** 平成11年度分を順次対応。地籍測量委託料等の計上。

**商工費**

**問** 土佐れいほく博後の事業継承は。

**答** 現在4町村の担当課長会で協議を重ね、4首長の判断待ちの状況。

**問** 起業・創業等支援事業補助の申請状況と起業後の支援は。

**答** 支援事業への申請は年1件程度。起業後の支援は、融資や経営指導等になるので身近な商工会を利用いただく。

**土木費**

**問** 国道439号線の改良は。

**答** 現在行っている田高須工区は（東大橋から下流部）令和2年度に水道管の歩

道への布設替え、歩道、車道の舗装で工事完了。

松村周辺の改良に向け、該当の箇所を国土調査による測量の開始に向け協議中。

**問** 木造住宅耐震事業に関する広報について。

**答** 年1回程度、町広報誌上に掲載しているが、今後も引き続き広報に努める。

**問** 橋梁の維持管理の内容は。

**答** 旧本山大橋の高欄等の設置工事。東大橋の点検及び修繕設計費。その他、橋梁点検が29橋。

**問** 道路新設改良の該当箇所は。

**答** 主に通学路を中心に実施。要望に対し優先順位をつけ対応。

**問** 道路新設改良の中の町単独事業とは。

**答** 国道439号線上の市街地入り口に架かるアーチの撤去

費用。

町道本山三島線の道路改良に伴う付帯工事として寺家側の交差点改良工事。

**問** 空き家対策工事業の補償・補填とは。

**答** 改良住宅に住んでいる方の移転補償代。

更新住宅においては、地域の実情に十分配慮し、協議を進める。

**教育委員会費**

**問** 地域教育振興支援事業における消耗品費とは。

**答** 小学校のデジタル教科書への対応。

**問** 公立学校情報通信ネットワーク整備事業とは。

**答** 国の※GIGAスクール構想にかか事業。校内LANの整備費。

各教室、体育館、運動場でもタブレットの使用が可能とな

る。

タブレットの機種選定、台数は協議中。

**問** 文学館事業委託料の内容は。

**答** 特別企画展に伴う展示の委託料。

（賛成多数Ⅱ可決）

―― 注釈 ――

※GIGAスクール構想とは

学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進。

特に義務教育段階において令和5年度までに、全学年の児童生徒ひとりひとりが端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す。

令和2年度本山町国民健康保険事業特別会計予算

総括質疑

**問** 本年度計上されている国庫支出金とは。

**答** 国の施策に基づく国保システムの改修。

**問** 本町の人口動態を踏まえた国保財政の配慮を。

**答** 全国的に、都道府県単位での保険料統一に向け動いている。多額の医療費が発生した場合、各町村に与える影響は大きい。

今後、税の算定方法についても、近隣町村と協議し、安定的な財源確保の為に抜本的な見直しも必要と考える。

（全会一致Ⅱ可決）

令和2年度本山町簡易水道事業特別会計予算

総括質疑

**問** 公営企業会計への切り替えについては4年間にわたる継続事業とのことだが、システム改修にかかる金額が大きい理由は。

**答** 人口3万人未満の自治体は公営企業会計への切り替えを行う必要があり対応することになった。債務負担については上限を計上している。できる限り、安価で効率的なものを今後検討していく。

**問** 助藤から山崎地区への新設改良の計画は。

**答** 住宅の無い区間があり、山崎地区へは山崎ダムを通して配水。耐震管への変更済。

田高須から助藤までの間と上下関地区の一部を計画検討中。

(全会一致可決)

令和2年度本山町介護保険事業特別会計予算

問 介護の現場での働く人手不足の影響は。

答 嶺北地域でも人材不足が生じている。介護者養成研修費を計上し、人材育成を図る。

(全会一致可決)

令和2年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算

問 特別会計とする根拠は。

答 居宅介護支援事業所として事業を行っている関係上、会計を独立させている。今後の在り方に

については法制度含め検討していく。

(全会一致可決)

令和2年度本山町病院事業会計予算

問 会計年度任用制度の導入による人件費の増額は。

答 約3,100万円の見込み。

問 未収金対策は。

答 職員を一名専門におき、回収につながらないケースについては弁護士に委託し回収。

問 着任する整形外科医師の健康指導等の計画は。

答 木曜日の午後、介護予防の展開を図る計画。

(全会一致可決)

権利の放棄について

問 嶺北広域事務組合の基金の運用について構成町村として精査は行っているのか。

答 目的に沿った運用と認識している。

(全会一致可決)

本山町ひと・しごと・まち創生総合戦略の策定について

問 本山町振興計画との整合性は。

答 振興計画は上位計画であることから、整合性について精査していく。

問 農地を集約化していく必要性について。

答 農地の集約化は用件等困難であるが、今後検討していく。

(全会一致可決)

行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する議案

問 町に対する行政不服を県に相談をすることでのような効果があるのか。

答 専門的な見地等から十分な事務処理ができる。

(全会一致可決)

工事請負契約の変更について(北山東細野地区飲料水供給施設整備事業工事)

問 工事箇所は滝山への登山道近くである。併せて、舗装工事を行うのか。

答 未舗装であった箇所については舗装工事を行わない。

(全会一致可決)

本山町ホテル保護条例

問 重点保護区域の指定箇所は。また、区域において明かりを消す協力要請や、清掃活動については。

答 現段階では区域の想定は行っていない。本町をホテルと人の共存できる環境への意識改革を目指す。

(全会一致可決)

第1回 臨時会

平成31年度本山町一般会計補正予算(第5号)

総括質疑

問 大原富枝先生寄贈の不動産の売却にあたり、軽井沢の不動産処分は文書でのやり取りは行っているのか。

答 文書で売却について取り交わすこととする。

問 使途についての検討委員会の設置が必要では。(文学館の耐震への対応を含めた。)

答 今後の検討とする。

(全会一致可決)



# 審議した議案と各議員の賛否

○は賛成、●は反対を表しています。

| 議 案 名                  | 大石<br>教政 | 澤田<br>康雄 | 上地<br>信男 | 河邑<br>一雄 | 吉川<br>裕三 | 北村<br>太助 | 中山<br>百合 | 上田<br>亜矢子 | 岩本<br>誠生 | 審議結果      |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 令和2年度<br>本山町一般会計予算     | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ●        | ○        | ○         | ○        | 可決        |
| 「桜を見る会」徹底究明を<br>求める意見書 | ○        | ○        | ●        | ●        | ●        | ●        | ○        | ●         | ●        | 提出<br>しない |

※永野議長は、採決に加わりません。

全会一致で  
可決した議案

## 第1回 臨時会

●平成31年度本山町一  
般会計補正予算（第5  
号）

## 第2回 定例会

●本山町一般職の職員  
の給与に関する条例  
の一部を改正する条  
例

●本山町消防団員の定  
員、任免、給与、服  
務等に関する条例の一  
部を改正する条例  
●災害弔慰金の支給等  
に関する条例の一部を  
改正する条例

●本山町営住宅の設置  
及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例  
●本山町道路占用料徴  
収条例の一部を改正す  
る条例

●平成31年度本山町一  
般会計補正予算（第6  
号）

●平成31年度本山町国  
民健康保険事業特別会  
計補正予算（第2号）

●平成31年度本山町介  
護保険事業特別会計予  
算補正予算（第2号）

●平成31年度本山町後  
期高齢者医療保険事業  
特別会計補正予算（第  
1号）

●平成31年度本山町病  
院事業会計補正予算  
（第1号）

●令和2年度本山町汗  
見川へき地診療所事業  
特別会計予算

●令和2年度本山町国  
民健康保険事業特別会  
計予算

●令和2年度本山町簡  
易水道事業特別会計予  
算

●令和2年度本山町介  
護保険事業特別会計予  
算

●令和2年度本山町通  
所りハビリテーション  
事業特別会計予算

●令和2年度本山町居  
宅介護支援事業特別会  
計予算

●令和2年度本山町後

期高齢者医療保険事業  
特別会計予算  
●令和2年度本山町病  
院事業会計予算

●権利の放棄について  
●和解及び損害賠償の  
額を定めることについ  
て

●本山町ひと・しごと  
と・まち創生総合戦略  
の策定について

●本山町子ども・子育  
て支援事業計画の策定  
について

●行政不服審査法第81  
条第1項の機関の事  
務の委託に関する議  
案

●本山町行政不服審査  
会条例を廃止する条例  
について

●高知県市町村総合事  
務組合を組織する地方  
公共団体の数の減少及  
び高知県市町村総合事  
務組合規約の変更につ  
いて

●高知県市町村総合事  
務組合から芸東衛生  
組合が脱退することに  
伴う財産処分につい  
て

●高知県市町村総合事  
務組合から芸東衛生  
組合が脱退することに  
伴う財産処分につい  
て

●高知県市町村総合事  
務組合から芸東衛生  
組合が脱退することに  
伴う財産処分につい  
て

●高知県市町村総合事  
務組合から芸東衛生  
組合が脱退することに  
伴う財産処分につい  
て

●高知県市町村総合事  
務組合から高幡西部特  
別養護老人ホーム組合  
が脱退することに伴う  
財産処分について

●地方自治法等の一部  
を改正する法律の公布  
及び施行に伴う監査基  
準の通知及び公表につ  
いて

●本山町ホテル保護条  
例の制定について

●本山町会計年度任用  
職員の給与及び費用弁  
償に関する条例の一部  
を改正する条例

●工事請負契約の変更  
について（吉野橋撤去  
工事）

●工事請負契約の変更  
について（本山町更新  
住宅整備事業）

●工事請負契約の変更  
について（北山東細野  
地区飲料水供給施設整  
備事業工事）

●本山町選挙管理委員  
及び選挙管理委員補充  
員の選挙

●町長の辞職願につい  
て

●町長の辞職願につい  
て



細川博司 町長

## 1. 令和2年度予算について

令和2年度予算では、庁舎建設事業、町道本山三島線改良事業、農業クラスター促進事業を主要な施策とし、持続可能なまちづくりのための編成に努めた。

## 2. 新庁舎建設について

懸案であった新庁舎は、ワークショップにより町民の皆様のご意見も得ながら進めている。

令和2年度には建設工事に着手、令和3年度の完成を目指し、取り組みを更に進める。

## 3. 産業振興について

（1）農業クラスター促進事業

施設園芸生産拡大プロジェクトの策定に向け、準備を進めている。

令和2年度には次世代ハウス建設に着手する計画で、引き続き事業実施に向けた対応に努めていく。

（2）なめかわ集落活動センター  
拠点施設の建築設計が完成し、整備に向けた対応が可能となる見込みとなった。

## 4. 安心・安全のまちづくりについて

（1）災害復旧事業  
30年災害復旧事業は令和2年度が事業最終年となり、発注調整等、早期の復旧・完了に努める。

（2）土佐本山橋  
度重なる入札不調等により一部の工事が発注できたのみとなっている。令和2年度内の完了に努める。  
旧橋撤去は、令和2年度渇水期からの施工を目指す。

## 5. 嶺北高校の魅力化について

「嶺北高校魅力化の会」を設立し、公営塾の開設や部活動の活性化等、魅力化に向けたプロジェクトを具体的に進めている。

令和2年度の域外からの進学希望者は、11名の方が受験の意思を示しており、引き続き留学生の受け入れを想定している。

令和2年度に寮整備に着手し、令和3年3月末の完成を目指す、事業を進めていく事としている。

## 6. 保健衛生分野における重点施策について

（1）保健事業と介護予防の一体的な実施  
高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な実施を目指す。

医療や介護サービスを繋げることで、健康寿命の延伸に繋げ、活力ある人材を増加させ、地域づくり・まちづくりへとつながる生涯活躍のまちを目指す。

## （2）母子保健

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、支援プランの策定や、関係機関との連携調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供により、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。

## 7. 教育の振興について

（1）保育所  
3歳以上の保育料は無償となり、それに伴い副食費について町制度で無償としている。

新年度より、保護者の負担軽減・子育て支援策として、0歳から2歳児についても無償とする。これにより保育に係る負担の無償化施策が整うこととなる。

## （2）学校教育

令和2年度から今後4年間使用する小学校教育用図書（教科書）のデジタル教科書を整備し、※「GIGAスクール構想」実現のため、情報化・教育ICT環境を充実させる。

不登校児童生徒に対する支援は、個々に応じた支援、社会的自立へ向けた進路の選択肢を広げるための支援が重要であり、県教育委員会と連携を図る。

（3）社会教育  
町民ひとりひとりが、生涯を通して健康で生きがいを持ち、心豊かな人生を送るため、自己の人格を磨くことができる環境づくりに努め「人づくり」「まちづくり」を進めていく。

## 8. 嶺北中央病院の運営について

人口減少による急速な医療需要と入院患者数の減少は、病院経営に大きく影響し、収支の状況は大変厳しい状態となっている。

重要課題であった、整形外科常勤医師は、令和2年4月よりリハビリテーションを専門とする医師を迎え、健康福祉課等との連携による介護予防事業として、フレイル対策に取り組む。

※GIGAスクール構想

3頁参照

# 令和元年12月第3回 嶺北広域行政事務組合議会定例会報告

令和元年12月24日（火）午前10時から令和元年第3回嶺北広域行政事務組合定例会が開会され、認定2件、議案5件が全会一致で可決。議案1件が否決となった。

## ○認定第1号 平成30年度嶺北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額 9億3,819万5千円

歳出総額 6億5,026万9千円

差引額 2億8,792万7千円

差引額には、2億7,118万5千円の翌年度繰越財源が含まれており学校給食センター建設工事、衛生センターの運搬車購入が主たるもの。実質収支は1,673万9千円の黒字、単年度収支では24万4千円の赤字。実質単年度収支は、4,322万2千円の赤字。

## ○認定第2号 平成30年度嶺北広域行政事務組合介護認定審査事務特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額 402万7千円

歳出総額 357万円

差引額 45万7千円

単年度収支、実質単年度収支共に18万6千円。

## ○議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

## ○議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例並びに単純な労務に雇用される一般職に属する職員の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

準則及び人事院勧告に基づく条例改正。

## ○議案第18号 手数料徴収条例の一部を改正する条例

危険物取扱所等に係る手数料の改正。

## ○議案第19号 嶺北広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

指定ごみ袋の価格を小売店での販売価格に改めるもの。

賛成が過半数に達せず、否決となる。

## ○議案第20号 嶺北広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

会計年度職員に関する条例の制定。

## ○議案第21号 令和元年度嶺北広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の総額から781万3千円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ7億8,060万7千円とするもの。

主なものは、人事院勧告による人件費の増額。し尿処理工事請負費の減額。





吉川裕三 議員

## 政治資金収支報告書 未提出は、違法行為だが 法を遵守しなければならない者として深く反省

**問** ※政治資金規正法による政治資金収支報告書を提出しないという行為は、明らかに違法行為である。

政治資金収支報告書は、後援団体、政治団体を持つ全ての政治家がきちんと提出を義務づけられて

いるものである。政治資金収支報告書が1度ならずも2度までも提出されないという違法行為を犯したことについての見解を問う。

**答** 政治資金規正法に定められた当然の手続きを行っていないということは、事情に関わらず誠に申し訳ない。また、その理由としては※おいさがし、だらしない対応であったと深く反省している。

行政の長として、法を遵守せねばならない者としてあつてはならないことであると考えている。心からおわびを申し上げたい。

— 注釈 —  
※政治資金規正法

政治家や、政治団体が取り扱う政治資金について定めた法律。その中で、政治団体の収入、支出及び保有する資産等について記載し

た収支報告書を作成、提出（毎年3月31日までに）が義務付けられている。

収支報告書は提出しなかったり、虚偽の記載をした場合などは、罰則が科せられる。

※おいさがし

いかげん。乱雑なさま。

## 児童の防災学習を 行政に活かし広報を 補助金制度等総合的に実施

**問** 児童による防災学習により、ブロック塀の危険性が指摘されている。ブロック塀対策の補助金制度の広報を行うべきではないか。

**答** コンクリートブロック塀対策事業、老朽住宅等除去事業等を含め、今後総合的に実施を検討する。

昨年10月の広報誌で一定の啓発をしているが、補助金制度等を含めてさらに検討したい。

## 一斉休校による影響は 通年の所得を確保

**問** 政府の要請による一斉休校の影響について、特に給食センター職員への所得補償、また、納入業者への影響を問う。

**答** 給食センターの職員の勤務は、休校中において、普段に行うことのできない施設の清掃や点検等の実施の作業を行っている。また、本人の申出により有給休暇の取得を許可している。これにより、通年の所得を確保していきたい。

食材は、当日調理分を当日に給食センターが購入・搬入しており、食品ロス等は出ていない。納入業者の食材販売額は減少するが、今回の事態を理解していただいている。



▲再開が待たれる給食センター





上地信男 議員

## コンビニでの 住民票等の交付は 行政サービスの 質の向上で検討

**問** 行政サービスの質の向上を目的に、コンビニエンスストアで税等の収納事務も含めた住民票、印鑑証明等の交付について令和元年6月議会に提案も行った。

その折、住民票等の交付事務は、近隣の町村の動向も注視してとの答弁であったが、近隣の2町

では今年2月から実施されているが今後の考えは。

**答** 今年2月4日から土佐町、大豊町、仁淀川町、3月2日から南国市、香南市が実施している。初期導入経費として約

## 特定健診の受診率向上を

来年度受診率58・3%を目標に

**問** 国民健康保険に加入している40歳から75歳未満の方を対象とした特定健診、また75歳以上を対象とした高齢者健診、20歳以上を対象に行う地域医療健診が実施されている。

それぞれの健診の受診勧奨及び受診後のフォローアップは十分か。

**答** 40歳代及び50歳代の働き盛りの受診率が低く全体で本年度は平成30年度並み(47・2%)と推測されるが、それぞれの健診について、必要性及

880万円、年間の運用経費もかかる、現在交付件数も減少している状況である。

しかしながら、住民の多様な生活スタイルに対応して今後も調査、研究の必要はある。

び特性を十分周知するよう努める。

また、健診結果報告会に來られていない方への個別対応など更に充実を図る。



▲複十字シール募金で購入 健診車

## 大原富枝先生の遺志を 反映した基金条例を 創設を検討

**問** 大原富枝先生から寄贈を受けた東京都杉並区の土地が売却され、諸経費を除いた2億1,550万9,000円が教育振興基金に積み立てられるが、故人の郷土への想いを明記した基金条例を創設し管理することが必要では。

**答** 杉並区の他、寄贈を受けている軽井沢の別荘地売却後、文学館の維持管理、人材育成等目的を持った(仮称)大原富枝顕彰基金を創設し、偉大な功績を後世に伝え、先生の想いを尊重していく。



▲偉大な功績を後世に(大原富枝文学館)



中山百合 議員

## いつ解決ができるのか とるべき手段がない

**問** 四季菜館が営業休止し、2年が経過したが、何ら解決をしていないのはなぜか明確な回答を。

①町からの貸付金、約1500万円の返還について、どう考えているのか。

②金融機関からの借入金

③旧経営者との協議を持つべきではないか。

④このような放置状態は顧問弁護士からの指示か。

**答** ①当然返還を求めることが原則と承知している。

②借入れは当該法人。町は関与できない。

③現時点で、協議に付すべき事項がないと考えている。

④あらゆる可能性について弁護士と協議。とるべき手立てがない。

## ※会計年度任用職員制度の 取り組みは

## 雇用者の不利益にならないよう 配慮

**問** 4月から始まる、自治体で働く非正規職員にもボーナス対象にするなどの新しい制度であるが、本町の対象となる人数は。

**答** フルタイムの職員は

現在40名。パート職員（保育所含む）30名。嶺北中央病院でのフルタイム職員は25名。パート職員12名。給与が現在の月額を下回らないようそれぞれ設定している。



▲早期解決を...

## 避難所(体育館)へ エアコンを すぐに設置することは難しい



▲体育館での災害時の対応は

**問** 近年本町でも大雨や洪水の被害が多発している。

指定避難所でもある各校の体育館の環境改善にエアコンの設置にむけた助成制度の有無や計画を含めた取り組みを問う。

**答** 学校施設環境改善交付金という制度があるが、常設とした場合の維持管理費を含め検討を要し、すぐに設置をするには至らない。

### ―― 注釈 ―

※会計年度任用職員制度  
地方公務員法等の改正により制度化され、「同一労働同一賃金」の観点から常勤職員との均衡を図り同様の給与及び手当を支給対象とする制度で、勤務時間によりフルタイム、パートタイムに分かれる。





澤田康雄 議員

## 教職員の労働環境等の現状は

改善されているが  
まだまだ不十分

**問** ①中央教育審議会が忙しい時期に労働時間を延ばす代わりに夏休み等に休みをまとめて取りして、労働時間を年単位で調整出来る制度が改正されたが本町の方針は。  
②教員の長時間労働は改善はされているのか。教員数を増やす等、根本的な改革が必要では。

**答** ①2021年度より導入可能となったが、詳細等明らかにされていない。詳細判明後、教育委員会で協議し、教員の意見を聞きながら慎重に検討していく。

## 水道事業の計画は 順次、耐震管に替えていく

②昨年に比べ、月平均では9.4%減少しているが1ヶ月32時間を超えている。まだまだ不十分だ。先生方がゆとりを持ち子どもに接することができるよう努める。

**問** ①吉野浄水場、新本山の配水池も完成し、一部の老朽管の布設替えも実施されたが、老朽管等の改善計画を問う。  
②飲料水供給施設の現状と進め方を問う。

12ヶ所で、緊急性の高いものから優先順位をつけて順次、進めている。

**答** ①統合簡易水道事業は終了し、今後は各施設の耐震化、長寿命化対策に注力する。上関配水池、大石配水池、吉延・高角配水池については早急に耐震管に替えていく。  
②県的生活用水確保支援事業を活用し、汗見川、北山東、北山西地区の



▲整備された飲料水供給施設（北山東細野）

## 橋梁の長寿命化計画の説明を

修繕等、年次計画を策定

**問** 本町の橋梁の長寿命化計画の詳しい説明を。点検や修繕の計画を立てる技術職員の状況を問う。

**答** 町道の75橋の点検、修繕等の年次計画を策定しており、修繕工事は七戸1号橋と細野橋を予定。点検については七戸橋の他、22橋を今年度中に終了予定。本町の担当に技術職員はいない。



▲修繕予定の細野橋

### その他の質問

**問** 森林経営管理法での意向調査は他町村に比べ遅れている。職員2名体制で大丈夫か。  
**答** 林業担当職員に加え会計年度任用職員を雇用し体制強化していく。



**問** 2回実施した住民とのワークショップの中で出された意見・要望等を今後どのような形で反映していくのか。

## 新庁舎建設、住民とのワークショップの声は 基本設計の中へ反映の方向で



河邑一雄 議員



▲熱い意見が飛び交うワークショップ

参加した住民の人たちに参加して良かったと言われるような取り組みを財政事情も照らし合せ検討すべきでは。

**答** ワークショップでの住民から出された意見については、役場職員で構成している「本山町新庁舎建設委員会」で検討。また、庁舎設計を行う業者とすでに協議して可能な事項等は計画の中に盛り込む作業を進めている。

## 早急な 住宅政策を

### 具体的な 取り組みを 検討中

**問** 人口対策、交流人口の拡大等の面からも、住宅対策を早急に取り組む必要がある。

財政事情も検討、民間活力による建設も具体的に進めていくべきではないか。

**答** 町内には老朽化した町営住宅が多数存在する。民間活力を活用した建設、PFI方式であり、公有地上に民間が住宅を建設し管理運営をする方法であるが現在、具体化に向けた取り組みを進めている。

一定の時期に議会、町民の皆様の内容について示したいと考えている。

## 農業クラスター事業の 進捗は 実施に向け進行中



▲本山町で住んでみませんか（四区お試し住宅）

**問** 事業計画についてはこれまでに地域の住民、園芸農家、関係機関等事業説明・意見交換を実施し、理解と協力を得てきたとの報告があった。今後の事業実施に向けた予定、企業との土地使に用に関する売買、賃貸等の協議事項を問う。

**答** 令和元年9月の三者協定締結以降、木能津、松島地域、園芸農家、関係機関の皆様方への事業説明、意見交換を実施し、理解と協力を努める。全体の予算規模は28億から29億円余り。園芸施設の発注予定は5月頃、完成は令和3年2月末を予定。発電施設は現在詳細設計中で完成予定を令和3年10月末を予定されている。

用地については、企業に対して有償での貸与を予定している。

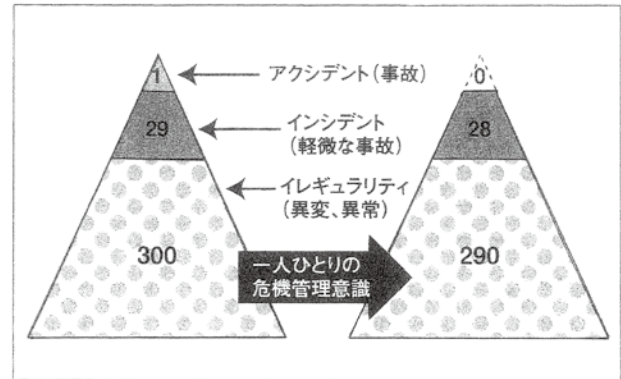


岩本誠生 議員

**問** 行政の危機管理は、自然災害、今回の新型コロナウイルスウィルス等範囲は広いが、「住民からの批判の発生、信頼感の喪失」が最大の危機であると言われている。些細な事が

## 危機管理の徹底を体制の強化を図る

■産業災害における「ハインリッヒの法則」とリスク防止による「危機管理意識」の重要性



**答** 自然災害、地震対策等は専門家の意見、指導により対応している。不祥事の防止については、職場内で報告、連絡、相談を基本に、緊張感と危機管理意識をもって業務を遂行するよう職員全員で管理体制の強化徹底を図っていく。

積み重なって大きな不祥事となる「1対29対300の原理」を念頭に本町の取り組みを聞く。

### 改正前の算定方法

大袋 ( ) 内は1枚62円の根拠  
(原価53円×1.08+5円) × 10枚=620円  
小袋 ( ) 内は1枚41円の根拠  
(原価34円×1.08+5円) × 10枚=410円  
(※5円は販売手数料)

### 【今回の嶺北広域独自の消費税改正方式】

大袋 原価53円×10枚×1.1=583円  
583円+55円=638円○  
小袋 原価34円×10枚×1.1=374円  
374円+55円=429円○  
(※55円は販売手数料10枚分)

### 【全国的な消費税改正方式での計算】

大袋 62円(原価53円×1.08+5円)÷1.1=63.3円(円未満切り捨て)  
63.3円×10枚=633円○  
小袋 41円(原価34円×1.08+5円)÷1.1=41.7円(円未満切り捨て)  
41.7円×10枚=417円○

※ この差って何ですか？

大袋 ○638円ー○633円= 5円 ←

小袋 ○429円ー○417円= 12円 ←

▲この差って何ですか

**問** 有料指定ごみ袋の消費税10%改定について基本になる考え方が違うのではないかと12月議会で質したが、本町の認識・見解に問題がある。指定ごみ袋は、一般日用雑貨品か、手数料徴収であるかを再度明確に。手数料であり、1枚ごとが基本である。10枚を基本に消費税計算すべきで

**答** 指定ごみ袋は、一般日用品扱いではなく手数料として見直す。指摘さ

はない。昨年の広域組合の改定で、消費税率アップ分以上に住民負担となっている原因はこの点である。本町としての認識を改め、是正を求めるべきである。

## 住民ファーストでは是正を認識不足もあり、調整を図る

れている負担増は、実態に合わせた説明を受けているが、是正には構成町村との協議、調整が必要である。

### その他の質問

**問** 中学校専用の保健室の件はどのように。  
**答** 補正予算で備品を整備。新学期から運用を開始する。

**問** 土佐町のアイデアに行っている本町の4名の小学生の対応及び本町の教育支援センター設置は。  
**答** 関係保護者、学校、町教委の三者で協議して正常復帰を図る。本町独自の教育支援センター設置は、その必要性から検討を進める。

**問** 畜産振興のため、おがくずの供給対策を。  
**答** 畜産組合とも協議して、県補助金等検討する。



## 松島用地の有効利用は 振興計画に整合している



北村太助 議員



▲整備が進む松島の建設予定地

**答** 合致していると考え  
る。

**問** 町が進めている次世代型農業ハウス水耕栽培は、本山町振興計画の「農業に頼らない農産物生産、農薬や化学肥料の使用量を最低限に抑えることで消費者の安全志向にに応じていく付加価値の高い農産物の産地化、有機農業を推進」この政策との整合性について町長の明確な答弁を求める。

## 新庁舎建設の 費用の説明は 開催の検討中



▲新庁舎建設に向け取り壊し中の旧嶺北荘

**問** 当初7億円で建てる計画が10億円を用途に変更され、5億1,030万円の借金をし、25年もかけて払っていく。このことを町民に報告もせず、町長と議会で進めてよいかを問う。

**答** 近々、議会の「庁舎建設検討特別委員会」に報告後、住民説明会等を行いたいと考えている。

## れいほく地域振興(株)の 収支報告の提出は

**問** ① 地方自治法第243条の3の遵守、履行は。  
② (報告を行わないのは) 不作為か。  
③ 12月議会での答弁の際、直ちに不作為という認識はまだ持っていないとのことだったが、今もその認識は変わらないか。

**答** ① していないというのが最後の答弁の肝かと思う。  
② 直ちに不作為との、その認識はまだ持っていない。  
③ 持っていない。

以上の答弁を受け今回も、議長に対し、「不作為」の見解について議会運営委員会の開催を要請。議長より、「不作為」については全員協議会当時にも議題にならなかったし、必要であれば議会後に。とのことで開催は見送られた。



大石教政 議員

## 新型コロナ ウイルスへの対策は

### 本山町新型インフルエンザ等 対策本部を準用

**問** 世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、物流が止まる。検査・医療体制や一斉休校の小中学校、保護者等への影響・支援・対策は。

**答** 3月4日に新型インフルエンザ等対策本部を立ち上げた。理解と情報共有、感染予防対策に取り組む。

町内の小中学校の臨時休校を確認した。放課後児童クラブ、子ども教室を夏季休業中と同じ対応で実施している。図書室は長時間滞在しないよう開室している。

中小企業者対策では3月6日現在、商工会に相談の声は寄せられていない。

町で確保できたマスク等は医療機関、嶺北中央

## 持続可能なまちづくりは 町全体の好循環を整えていく

**問** 持続可能なまちづくりの為に、子育てと高齢者支援も考えているか。また本町のおいしい水をブランド化し、販売は出来ないか。

**答** 保育料、給食費の無

病院に優先的に回している。職員はそれぞれで確保している。新型コロナウイルス検査は全額公費で補助。

償化。小中学校の副教材費の手当てをし、中学校制服の無償化をしている。子育て環境、就労の場の確保、住宅整備、交流人口の拡大等整えていきたい。

水は今後検討する。

## 災害復旧工事の 進捗状況は

### 平成30年末発注12件 はほぼ入札不調

**問** 平成30年災害の未発注12件はほぼ入札不調。業者も工事が多く対応も難しいと聞くが、国の災害復旧工事3年完了を4年等への要請は。

本山町では、来庁者の皆さまに対して、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症予防及び拡散防止のためのご協力をお願いしております。

- 発熱が認められる方は、来庁相談を御遠慮いただいております。  
(事前に、電話・メール等での相談をお願いいたします。)

- 来庁者の方は、咳エチケットの実施をお願いいたします。  
また、マスクをお持ちの方は、着用をお願いいたします。  
※ お持ちでない方は、ハンカチ、ティッシュ等で口や鼻を覆い、咳・くしゃみを受け止めるなどの対応をお願いいたします。



- 手洗い、アルコール消毒等により、手指を清潔にしてください。 (出入口に設置しています。)



- 面接時を含め、職員がマスクを着用して対応と、飛沫感染防止のため、ビニールシートを設置させていただく場合がありますので、ご理解のほどをお願いいたします。



- 自分自身を守るため、大事なご家族を守っていくため、  
お一人お一人の行動が大切です。  
住民の皆さまのご協力をお願いいたします。



本山町新型インフルエンザ等対策本部長

▲来庁者用注意喚起 (新型コロナウイルス感染症防止)



▲町道上関線梅ノ (バイノ) 崩落現場

**答** 繰り越しで平成31年度内で工事や入札は32件で完了18件、施工中2件、未発注12件。河川、水路等小規模箇所は入札不調による未発注。  
県、国に働きかけて、速やかな完工、全部完了、完成するよう働きかけた。

### その他の質問

**問** 「集落活動センターなめかわ」への切れ目のない支援は。

**答** 事務局会への参加による現況把握と情報共有。

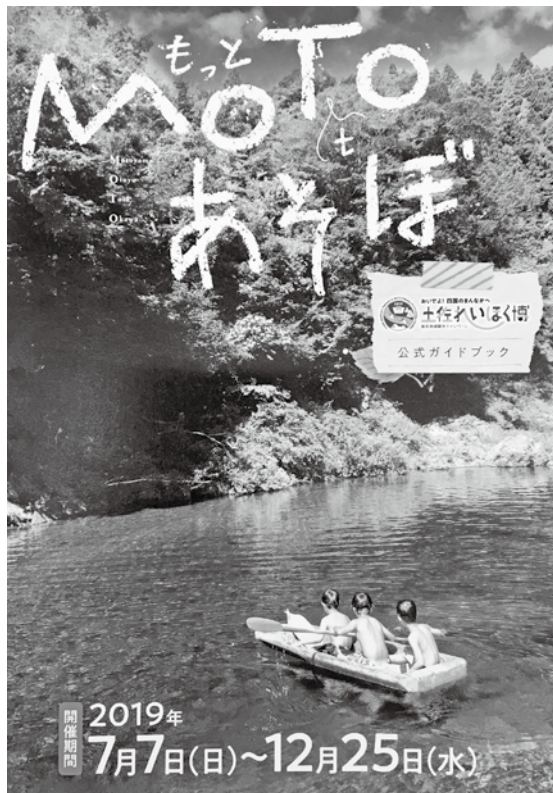
月1回の地元でのミーティングへの参加によって地域と一体で支援に取り組んでいる。



## 観光熱を継続させるために 共同組織を立ち上げる



上田亜矢子 議員



▲大人気 105,000 部配布されたパンフレット

**問** 本町の観光を盛り上げるきっかけを作ってくれた、土佐れいほく博。たくさんの方々との協力、メディア、SNSでの紹介、そして多額の予算を注ぎ込んだ結果、今、嶺北の観光が熱い。

そんな中、閉幕したからと言って事務局を閉め、アプリなどでの情報発信をやめることは、せっかくの嶺北ファンをがっかりさせてしまう。パンフレット105,000部の種を蒔いた後、収穫すべきではないか。

**答** 土佐れいほく博により、繋がってくれたたくさんの方々、今後手立てをしなければ離れてしまう。1度切れた絆は再接続することは困難である。

インターネット等を活用した情報発信の継続を考えている。そして、嶺北4町村、県等で共同の組織を立ち上げるよう、精力的に準備を進めて行く。

## 親元就農者に支援策を 町単独で検討する

**問** 後継者不足が問題となる中、親元就農で本町に帰って来てくれる若者がいる。そのまま継ぐとはいえ、施設維持、農業資材確保などに苦慮する場合も。

新規就農者に出る、国や、県からの補助金が頼りになるはずだが、親元就農者は対象外。

農業を推進する本町。単独でも支援新制度を創設すべきでは。

成功した若者が憧れの存在になる事で、就農者も増えると考える。

**答** Uターンで第1次産業を担うことは、地域を元気にする事にもなる。

現状の国・県の制度では、親元就農の場合、新規就農者と比べ、手立てが非常に乏しい。

今後検討していく。



▲地域も期待しちゅうぎね

### その他の質問

**問** 土佐天空の郷ブランドの地域アクションプランとして、体験型観光の星空ツアーを提案する。

**答** 支援をしていく。

総務常任委員会

空き家及び危険  
家屋対策に関する調査

令和元年12月26日

次の4ヶ所の現地調査を実施後、対策等について協議した。

- ① 一区若宮公園下空き家（1戸）
- ② 四区天神前空き家（3戸）
- ③ 五区町道に面した空き家（1戸）
- ④ 五区国道に面した空き家（1戸）

屋根材が町道に落下の恐れ。  
家の裏側がかなり傷み倒壊の恐れ。  
帰庁後の協議で、執行部に、担当部署の決定や、危険家屋除去の強制執行等、条例化の必要性や、他人の生命財産に危険を及ぼす恐れのあるものは、優先

防災減災対策に関する調査

令和2年1月20日

防災減災対策について、担当課長より説明があった。

南海トラフ地震対策として、昭和56年以前の本造建築の耐震化事業や、全住宅を対象とした家具転倒防止事業を実施している。

耐震化事業では、推定木造住宅2,060戸に対し本年度末、806戸が予定とされ実績見込みは100戸である。家具転倒防止事業は平成25年度から開始し、42戸が実施済であるが、毎年実施件数が減ってきている。

避難対策では、自主防災組織や住民の方と連携による取り組みを進めている。避難所ではマニュアルを策定し必要な備えを進めている。

る。

福祉との連携においては、災害発生時に支援が必要な方への避難計画の策定に着手している等の説明があった。

委員からは、地区防災計画策定の必要性や資機材の充実。避難訓練の想定をどう考えるのか。避難訓練に参加しない方への対応が重要である。

昨年警戒レベルの考え方が出されたが、レベル4での全員避難は出来ないの、その場合の対応を、町が検討すべき等意見が出された。

防災情報の伝え方

警戒レベル1 災害への心構えを高める  
警戒レベル2 ハザードマップなどで避難行動を確認  
警戒レベル3 高齢者や要介護者等が避難  
警戒レベル4 対象地域住民の全員避難  
警戒レベル5 命を守るための最善の行動をとる

市街地活性化対策に関する調査

令和2年2月14日

町長から市街地活性化対策の現状説明があった。

市街地では「直販市」による地産外販活動が行われており、観光協会による市街地をめぐるフットパス等による交流人口の拡大、「アウトドアヴィレツジ本山」を拠点とした自然体験に多くの観光客が来町するようになっており、自転車配置し来訪者を市街地へ呼び込む方策を取っている。

一方、市街地においても、高齢化や空洞化が進んでおり、状



▲かっつの賑わいを

況の確認・分析を嶺北高等学校の探究学習や大学・研究機関との連携によるフィールドワーク等により、商業関係者・若者を中心に「市街地活性化」を議論し、「若者が住める」「住んでみたい」まちづくりの方策を検討したい。

委員からは、エリア別に区分し、活性化の検討が必要ではないか。住宅建設の必要性は解

産業土木常任委員会

ふるさと納税に関する調査

令和2年2月7日

ふるさと納税について担当者から説明を受けた。

本年度のふるさと納税額は1月31日現在126件総額2,361,000円である。職員体制は1名（兼務）である。



令和元年、新たな取り組みとして体験型イベントチケットがある。また、モンベルアウトドア施設利用宿泊券等登録予定である。さらに令和2年度に向けて珈琲焙煎体験チケットの検討中である。

PR活動は、本年度は「土佐天空の郷」米の不作によりパンフレットへの掲載が困難になり、急遽チラシで対応している。主な取り組みは、①平成29年・30年度寄付者への案内。②関東高知県人会へ出席し実施している。

一番人気の「土佐あかうし」関連商品は一時期品切れとなっていたが、現在では予約受付を再開している。

今後の取り組みは、3月に返礼品確保について参加事業者との協議や4月以降、先進地及び近隣町への研修、専門家による指導、コンサルティングの実施

を計画している。

委員からは、特別栽培米を農業公社で栽培し返礼品に加える案や産業振興の中でさらに研究し、農業公社との協議が必要であると確認した。

また、現在の職員体制では、成果に結びついていないので、体制強化の必要性を確認した。

### 庁舎建設検討 特別委員会

令和元年1月21日

庁舎案や今回、町長から示された建設費について検討した。

町長から、当初の建設費案では7億円を限度とするとしていたが、概算7億円では建築出来ないこと、建築費のほか造成費、備品費等の購入もあり目安として最大10億円以内とし、さらにそれを縮減するというところで具体化の指示をしたと報告があった。

また、庁舎の規模は

延床面積2395.1㎡、1階823.8㎡、2階794.0㎡、3階777.3㎡で約725坪、建築工事費だけみると8億8千万円程度となっている。

現時点での財政予想は総工事費10億円とした場合、起債額6億3千5百40万円で庁舎基金からは3億6千4百60万円出すことになる。

その際の実質負担は5億1千30万円となり、これを有利な起債により、5年据え置き25年償還にすると毎年約2千万円程度の実質負担が発生する等説明があった。

委員からは、提出された案で検討して貰いたい。さらに面積を縮減できないか。他のプロポーザル案も参考にすべきだ。財源確保はさらに検討してもらいたい。等の意見が出された。

執行部から特に面積について、7.3mスパンを検討しているが非常に窮屈になる。等の説明があった。

### 住宅新築資金等 貸付金事務調査 特別委員会 ―最終報告―

平成31年1月21日から  
令和2年1月31日  
計12回

### 調査概要

昨年1月21日、第1回目を開催以来12回の委員会を開催し審議してきた。

当初は昨年中に最終報告をする予定であったが、資料等を要求しても、求めるものがないことが多かったこととで約一年有余に至った。この時間的ロスの責任は、現町長、担当者にあり甚だ遺憾である。特別委員会を設置し調査しなければならなかった根本的原因もそこにあると思われる。

(中略)

未収金残額は、滞納利子を含み114,265,302円である。

提出された資料を整理すると滞納総件数44件は新築貸付、宅地貸付の重複となっており、滞納件数は28件となり、それを調査基本とした、滞納件数28件の内、時効が完成していないものが3件で、残り25件が完成していることが判明した。

金額は時効到達分100,403,153円で、到達していない額は13,662,149円である。調査期間中に時効が成立しているものもあり数値的に令和2年1月31日現在、中間報告時より変動している。時効が到達していないものについても、内容的に確実に回収できるかどうか不確実なものもあると判断されるので、町が対応を検討

する必要がある。

本来、時効期間が経過しても、債権者から時効の援用があるまで、債権は消滅せず返済を求めることは法的に可能であるが、債務者が時効の到達を認識し「時効が成立しているので支払いはいらない」との申し出、つまり時効の援用をすれば債権は消滅することになる。これは「請求できないのに法的に何もしないで放っておくと、権利の上に眠るものは保護しない」という法律上の制度で消滅時効といわれるものがある。

当委員会は、このよう

な事態が起こったのは時効の中断をし、債権債務の継続を図る事務的な対応が出来ていなかったのではないかとこの観点から、貸付金時効を迎える平成18年度からの事務手続きについて集中的に調査を進めてきた。

(中略)

本町においても平成18年12月1日付で「住宅新築資金等貸付金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱」を制定し、その体制を整えていた。滞納該当者にも32通の督促状を送付した事実はある。

しかしながら民法等の規定に基づき交付から6ヶ月以内に、裁判所の支払い命令の判決書を求めるか、債務者から債務承諾書の提出を求める等の手続きは、これまでの提出資料からは確認できなかった。当委員会ではこの事を重要視し、事実関係の掌握の必要から、7月の委員会で委員全員から、執行部に対し平成18年策定の事務取扱要綱に基づき、これまで執行されてきた事務内容、対応等の顛末及び、本件の責任等に係る報告書の提出を求めたが、十分な資料の提出がなかった。

その後も、時効中断の有効な事務手続きがどのように行われたか何度も事情を聴き資料の提出を求めた。

これまでの有効な実績は抵当権の設定が出来ていた2件について県補助金制度により対応されてことは理解できたが、その他は督促状、催告書を送付した。しかし、その後の手続きである債務承諾書の提出を求める等の時効中断に係る事務処理をしたと認められる事実関係の書類はなかった。このことから、事務取扱要綱に定められた一連の手続きが出来ていない。さらに、事務手続きに必須の決裁文書がない等が明白となった。

(滞納)の発生段階に対応する私債権管理事務の法的理解の不十分さ、管理事務の不慣れ、組織的統一的対応への認識の弱さ等が、結果として長期かつ大きな滞納を防げなかったと総括されていた。しかしこの内容では、到底納得できるはずもなく、その当時の状況を把握するため、参考人招致を行うことを全会一致で決定した。

11月15日第9回委員会において、前町長をはじめとする4氏を参考人招致し、当時の状況について意見を求めた。4氏ともに、「町及び担当者が法的な認識不足、管理事務の不慣れによって滞納問題が発生したということは考えられない」と、当時の担当者の証言とは大きな食い違いが明らかになった。「時効成立、時効中断、時効の援用等はその当時も認識はしていた」との証言もあった。平成18年度から平成23年度まで総括責任者として専従の担当参事が事務をしていたが、その経過等について、「口頭及び文書による報告を受けた記憶はないし、それらの事務処理に関する決裁文書等はほとんど提出されていないので見えない」と述べていた。

これらのことから、私債権である貸付金については、時効の期間や消滅に係る要件等、債権管理の専門的な知識や技術、法令の見識等が必要とされることから、参事を責任者とした担当部署を設置し対応したことは確認された。しかし、その部署に対する管理監督体制が不十分で、担当者から上司に滞納事務に係る決裁行為、報告等がなかったため、参考人4氏も状況の把握が十分出来ていなかった。

とも判明した。結論として、これまでの資料、説明等を集約すると、多額の未収金に時効完成が生じた最大の原因は、事務執行上、滞納者に対し時効中断等の適切かつ有効な法的事務手続きをしていなかったことにあると、当委員会は断定するに至った。これらの一連の事実関係について、委員から「懈怠(かいたい)ではないか」とつまり、やるべきことを怠っていたのではなのかと厳しい指摘があった。しかし担当者は、懈怠との認識を示さず回答を回避したため、結果として法的理解の不十分・管理事務の不慣れによるとされた時期の判明には至らなかった。

資料等の提出を求めても、その当時の資料、情報を開示できない等の事務の杜撰(ずさん)さによって債権債務処理に対する不信感を更に募らせ、真相究明に長時間を要することとなり、報告が本日になったことは誠に痛恨の極みである。事務調査を目的とした今回の特別委員会は、多額の滞納債権に対する今後の処理及び責任追及問題には、個別に触れない。しかし、この事態を招いた町としての責任は誠に重大であり、行政によって公正、公平の原則が損なわれたことを認識し、町長は住民及び議会に対し、明確な説明をするとともに今後の処理について、速やかに方針を示すべきであることを提言する。

議長は議会として、責任の所在及び回収不能分の処理等今後の対応について協議するよう委員の総意として要望し報告とする。



# いきいきインタビュー

今回は汗見川地域の美化活動組織「汗見川を美しくする会」会長川村光正さんにお話を伺いました。

「汗見川を美しくする会」とは

化活動に積極的に取り組みられています。



昭和47年4月発足。汗見川地域6集落の全戸が参加し、川及び県道の環境美化活動に取り組む組織。川村さんは平成16年4月より6代目の会長として現在まで16年余り、地域の美

◎清掃活動に取り組む主旨は

- (1)自然を大切にする思想の普及に努める。
- (2)汗見川の県道及び川の清掃美化活動を行う。
- (3)県道坂瀬吉野線の改良促進に努める。

以上3点を、地域全体で現在まで引き継ぎ実施しています。

◎活動内容等について

基本的に4月最初の日曜日に、県道及

び川の美化活動に取り組んでいます。

また、発足当初から電源開発(株)より10名を超える職員の方が、日曜日にもかかわらず継続して作業に参加してくれています。

## 汗見川への想い

汗見川は地域の財産であり、本山町の宝と思うのでこの自然を守りつつ、川と調和した地域の発展を図っていききたいと思っています。組織については、過疎高齢化の中で参加戸数も段々と減っていきませんが、住民の協力のもと、維持し続けていきたいと思っています。また、沢ヶ内地区には集落活動セン

ターもあり、各種の活動を通じて、交流人口の拡大を図り、自然の大切さを多くの方に知って頂きたいと思っています。



# 編集後記

若葉の季節となりましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、日常生活が一変し、経験したことがない状態です。一日も早い終息を祈るばかりです。

さて、町長の突然の辞職により町長選挙となりました。今後とも議会は行政と一緒にコロナ対策をはじめ、諸課題を住民ファーストで臨むべきだと考えます。

また、議員提案によるホタル条例が制定されました。谷、川の環境を守り本山町をホタルの里に。

これからも町民に親しまれる議会だよりを努めます。

(澤田)

広報編集常任委員会